

# 消費生活センターを活用しよう!

消費生活センターは県や市町村が設置しており、「無料」で専門の相談員が様々な消費生活に関する相談に乗っています。消費に関する相談であれば、気軽に相談してください。あなたからの情報が他の相談者のトラブル解決につながることもあります。

※岐阜県内すべての市町村に「消費生活相談窓口」が設置されています。最寄りの市町村役場に相談しましょう。

相談は無料、秘密は厳守します。

相談は電話や面談等で受け付けていますが、面談の場合は予約が必要な窓口があります。

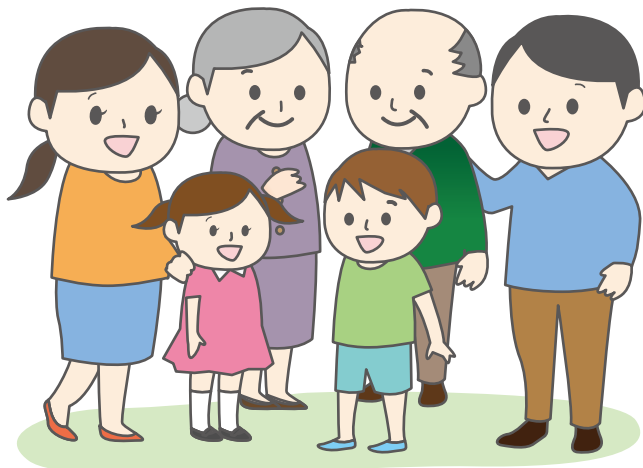
## 相談する時は、手元に契約書類を持って!

- ・販売者の名称
- ・買った日、契約した日
- ・買った場所、契約した場所
- ・商品名
- ・金額
- ・その時の状況を明確にしてください



## 消費者ホットライン 「☎188」

～いやや(188)、泣き寝入り!～  
と覚えてください  
最寄りの消費生活センターに  
つながります。



## 岐阜県県民生活相談センター

〒500-8384  
岐阜市藪田南5-14-53 ふれあい福寿会館 1棟5階

☎ 058-277-1003 (消費生活相談窓口)

月～金曜日 8:30～17:00

土曜日 9:00～17:00 (電話相談のみ)

※祝日・年末年始・ふれあい福寿会館休館日を除く

消費者トラブルの事例やアドバイスが掲載されています。  
ホームページをご覧ください。

岐阜県消費者の窓

検索

発行 / 岐阜県環境生活部県民生活相談センター